

芦屋市

分譲マンション長期修繕計画作成費等支援制度

始まります！

マンションにおける快適な居住環境を確保し、資産価値を維持し続けるためには、適切な修繕計画を作成し、必要な修繕積立金の額を設定することが必要です。

芦屋市ではマンションの管理組合が、長期修繕計画の作成や見直しを専門家に委託する経費に対して補助を行います。

最大**30万円**



対象マンション

- ① 市内にある10戸以上の分譲マンション
- ② 長期修繕計画が未作成、又は現在の長期修繕計画に基づく修繕積立金が基準額※を下回っていること
※修繕積立金の基準額については、右の二次元コードからご確認いただけます。
- ③ 専有面積の1/2以上が住宅の用途であること
- ④ 竣工後5年以上が経過していること
- ⑤ 本市にマンション管理状況の届出をおこなっていること
- ⑥ 国の「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」に沿って作成又は改定すること
- ⑦ 本補助制度を活用して長期修繕計画を作成又は改定することについて、管理組合の決議を経ていること
- ⑧ **本事業の申請を行い、本市から交付決定通知を受けた後、委託契約を行い**、長期修繕計画を作成又は改定し、**その年度の属する3月31日まで**に実績報告を提出できること



補助対象経費

- 長期修繕計画書の作成に要する委託経費（調査・診断報告書の作成に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を含まない。）

制度の詳細については

こちらの二次元コードからご確認いただけます。

補助内容

- ① 補助率：補助対象経費の1/3
- ② 補助限度額：30万円（ただし、対象となるマンションに対し1回を限度に補助）



届出先
お問合せ先

都市政策部 都市戦略室 建築住宅課窓口（芦屋市役所本庁舎東館2階）

TEL:0797-38-2721 FAX:0797-38-2722

メールアドレス:jutaku@city.ashiya.lg.jp

〒659-8501 芦屋市精道町 7 番6号（平日 9:00～12:00、12:45～17:00）